勞働代表は共同して之を提案しやう。此の決議案を勞働ブルークの爲めに提出して貰ひたいと云ふ事になつて結局斯んな決議文が作られたのであります

團結權の精神を認むる事は政府と主なる使用者及び勞働者團体の協力を策する國際勞働機關の適當なる活動に對し緊急缺ぐ可らざる事を思ひ國際勞働機關の目的たる國際的社會法制の發達は右記の團結權が認めらるゝに非ざるに限り不可能である事を思ひ。

國際勞働機關に加盟せる或國に於ては此の團結權が行政的又は立法的手段に依つて骨拔きにされたる調停又は苛酷なる政策に依り職業的及び一般的利益を保護する爲に團結せんとする勞働者の運動が禁止され居るものなる事を思ひ。

平和條約勞働編に記載されたる原則の中勞働者團結權の問題は最も重要視すべきものたる事を思ひ。

財團法人協調會大阪支所

勞働組合を壓迫する事は只日本のみでなく然つて列國に關する問題であるから各國の勞働代表は共同して之を提案しやう。此の決議案を

財團法人協調會大阪支所